

障害者移動支援事業所代表者 各位

横浜市健康福祉局障害福祉課長

横浜市障害者移動支援事業における車両を利用した支援に
関する取扱いについて（通知）

日頃から、本市障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび横浜市障害者移動支援事業で車両を利用した支援（ピックアップ方式）を行う場合の取扱いを以下のとおりとしますので、お知らせいたします。

つきましては、特に車両を利用した支援を実施している事業所は、支援方法のルールや請求方法等の取扱いについて、必ず確認を行い、見直しによりサービスを提供できなくなった利用者に対しては、運営基準に則り、他の事業所へ引継ぐ等の必要な対応をお願いいたします。

（ピックアップ方式とは）

制度ではなく、スクールバスのように各利用者宅を回り、利用者を順次ピックアップして通学先等に送り届けるやり方をここでは便宜上“ピックアップ方式”と表記しています。

1 主な支援方法のルール等

- ①遠回りとなる支援は不可とします。
- ②1つの活動中に複数のサービスを混在させることは不可とします。
- ③グループ支援の条件を「始点及び終点が同一」に明確化しました。
- ④車両による支援を行う場合は、道路運送法上の許可または登録が必須である旨をあらためて周知を行います。

※上記以外にもありますので、詳細について必ず裏面をご確認ください。

2 運用開始

平成 30 年 10 月

9 月末までを移行期間といたします。事業者は取扱いの範囲内での支援となるよう順次確認、見直しを行い、必要な対応をお願いいたします。

【担当】横浜市健康福祉局障害福祉課移動支援係

T E L 045-671-2401

F A X 045-671-3566

裏面あり

◆横浜市障害者移動支援事業

「車両を利用した支援（ピックアップ方式）」の取扱いについて

1 支給決定の考え方

通学通所支援の支給決定にあたっては、必要時間（原則最短の利用経路）で積算を行います。他の利用者を迎えに行く等の理由で支給決定の時間数を増やすことはできません。

2 支援方法（サービス形態）のルール並びに請求方法等

① 1つの活動中に複数のサービスを混在させることはできません。

例えば、1台の車両内で、Aさんは乗降介助、BさんとCさんはグループ支援とすることはできません。

② グループ支援の条件を「始点及び終点が同一」と明確化しました。

ただし、車両を利用した支援で、必要時間（最短の利用経路）で決定された支給決定の範囲内（1回毎の必要時間で判断）であれば、途中で他者をピックアップすることは可とします。

なお、算定しないからと言って、遠回りをしてピックアップすることは認められません。上記条件の範囲内でピックアップ方式を行う場合の請求方法は、ピックアップするたびに、個別⇒グループ（2人）⇒グループ（3人）とするのではなく、最初からグループ（3人）として算定してください。

③ 1台の車両内に1人でも乗車中に支援が必要な利用者がある場合は、仮に支援が不要な利用者がいたとしても、全員分がグループ支援での請求となります。

④ グループ支援で車両を利用する場合で、安全性が確保できる範囲内であれば、ヘルパー1人に対して4人までの支援を可とします。（乗降介助の場合は、安全が確保できる場合のみ、車1台につき利用者3人まで対応可）

⑤ 2人介護の対象者も、安全性が確保できる範囲内（ヘルパー2人以上の同乗及び支援が条件）であれば、車両を利用したグループ支援の利用は可とします。この場合、利用者2人分で換算となります。ただし、現在、個別支援で算定を認めている“乗降時のみ2人介護が必要な利用者の支援で、ヘルパー分とは別に運転手兼務のヘルパーの乗降介助”のような算定は、車両を利用したグループ支援ではできません。

⑥ 車両を利用して支援を行う事業所は、道路運送法上の許可または登録は必須です。

通学通所支援「車両を利用した支援（ピックアップ方式）」に限らず、車両を利用して移動支援（移動介護、通学通所支援）を行う場合には、道路運送法上の許可または登録が必須となります（国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局に確認済）ので、あらためて周知を行います。

⑦ 車両を利用した支援（ピックアップ方式）の取扱いは、移動介護、通学通所支援ともに適用します。